令和８年９月（第３回）定例会　文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第８３号宇部市出張所設置条例廃止の件外５件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第８３号及び第８６号から第８８号までの４件については全会一致をもって、議案第８４号及び第８５号の２件については賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第８３号宇部市出張所設置条例廃止の件です。

本案は、市内１６か所のふれあいセンターに併設された出張所について、マイナンバーカードの普及に伴い証明書交付件数が減少していることに加え、地域活動に資する業務への注力を図る観点から、出張所を廃止するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、出張所での証明書交付業務廃止後のふれあいセンターの人員配置についてただしたところ、ふれあいセンターが担う地域活動に資する業務は継続するため、人員配置の変更は現時点では考えていないとのことでした。また、ふれあいセンターでは、今後も地域の実情やニーズに合わせ、地域活動の支援をしていくとのことでした。

次に、出張所での証明書交付業務の廃止に伴い、削減される費用についてただしたところ、申請書や証明書の送受信等に利用している複合機のリース使用料等について、年間約４００万円の削減が見込まれるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案について全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８４号宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件についてです。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満三歳以上限定の小規模保育事業の創設その他所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、このたび創設された小規模保育事業が、認可保育所と異なる点についてただしたところ、満三歳以上に限定し、定員が６人以上１９人以下の小規模での保育という点であるとのことでした。

なお、小規模保育事業の保育士の配置については、認可保育所の配置基準より１名多く配置することになっているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、本案に反対する立場から、小規模での保育所の創設は現行の保育所の認定基準及び保育の質を後退させる恐れがあるとして、この改正案には反対するとの討論がされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案について賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はございません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。